

10月から予防接種の費用を一部助成します



高齢者が接種する「インフルエンザ予防接種」「成人用肺炎球菌予防接種」

幼児（1歳～3歳）が接種する「水痘（水ぼうそう）予防接種」

予防接種法の改正に伴い、平成26年10月から毎年冬に実施しているインフルエンザ予防接種費用の助成に加え、成人用肺炎球菌予防接種と水痘予防接種の費用の助成を行います。

高齢者対象「インフルエンザ予防接種」「成人用肺炎球菌予防接種」

◇助成対象と助成額について

助成対象 65歳以上の町民の方で、ご本人の意思と責任により接種可能で希望する方。

（2つの予防接種では助成対象となる方（65歳以上）の対象範囲が異なります）

予防接種の種類	対象範囲	助成対象期間
インフルエンザ予防接種	接種時に満65歳以上の方（昭和24年12月31日以前に生まれ、接種をする日までに満65歳に達している方）	平成26年10～12月 までに接種したもの
成人用肺炎球菌予防接種 (右の①②両方に該当)	①平成26年度中に満65歳になる方 (昭和23年4月1日以前生まれの方) ②初めて接種する方、または前回の接種から5年以上経過している方	平成26年10月以降に 接種したもの
接種する場所	安平町内の医療機関 追分菊池病院☎2531・畠山医院☎2250・早来医院☎3800	

こんなときは？

医療機関に入院中などの理由で、65歳以上の方が町外の医療機関で予防接種を行うときは事前に役場での手続きが必要です。
印鑑を持参のうえ手続きを行ってください。

なお、成人用肺炎球菌予防接種の場合は国の制度の対象者のみ手続きが必要となります。詳細はお問い合わせください。

全額助成となる場合

次の①、②のいずれかに該当する場合は、接種料金は全額助成されます。

①助成対象となる方のうち、(1)～(5)のいずれかに該当する方

- (1) 身体障害者手帳の1級・2級に該当する方（3級は一部該当）
- (2) 介護保険法第8条第24項に定める介護保険施設に入所している方
- (3) じん臓機能障害、特定疾患等通院交通費の助成要件に該当している方
- (4) 障害者自立支援法による自立支援医療を受けている方、または障害福祉サービス事業を行う施設に通所する方
- (5) 生活保護世帯の方

②60歳～64歳で次の(1)～(4)の機能障害の身体障害者手帳1級に該当する方

- (1)心臓
- (2)呼吸器
- (3)じん臓
- (4)ヒト免疫ウイルスによる免疫機能

【安平町の独自制度】とは？

現在、日本人の死因第3位となっている「肺炎」を予防するため、安平町では国が規定する成人用肺炎球菌予防接種の対象者を拡大しています。

【国の制度による対象者】

初めて接種する方のうち、65歳から100歳まで5歳刻みの年齢の方と100歳以上の方

【町の制度による対象者】

初めて接種する方と、過去に接種をしてから5年以上経過した方のうち、65歳以上の方